

守谷市教育委員会定例会 令和6年1月

1 日 時 令和6年1月25日(木) 午後1時30分～

2 場 所 守谷市役所 全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香
 教育長職務代理者 河原 健
 教育委員 萩谷 直美
 教育委員 椎名 和良
 教育委員 寺田 弘

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長 小林 伸稔
 教育部参事 古橋 雅文
 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子
 学校教育課長 前川 優子
 教育指導課長 直井 健治
 給食センター長 鈴木 林
 中央図書館長 平塚 恭子

6 傍聴人 なし

1	開会宣言	教育長	午後1時30分 開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	議事録署名人に萩谷委員を指名する。
3	議決事項	教育長	議案第1号「守谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
		学校教育課長	本案は、災害など対面での審議が行うような不測の事態や委員の皆様が市街等の遠方に滞在する際などに、オンラインにて教育委員会を開催することができるよう内容を改正するものです。

	<p>具体的には、定例会と臨時会の別を規定する第2条の次に、教育長と委員がオンラインで会議に出席できることを規定する第3条を追記しております。</p>
寺田委員	<p>追加する3条第2項で、委員自らが会議に出席できない場合について規定されているが、その理由の旨の届出をしなければならないとなっているので、必須義務と捉えてよろしいか。また、書式等は考えているのか。</p>
学校教育課長	<p>オンライン会議の準備等がありますので、出席を希望する場合については、こちらに届け出ただくことについては、必須義務となると考えております。</p> <p>ただ、様式等は特に設けてはおりませんので、電話ですとか、そういったことでも、お申し出ただければいいかなと考えております。</p>
寺田委員	<p>今の説明だと、電話等でも可能ということであれば、届出ではなく、違う文言が正しいと思う。</p>
学校教育課長	<p>届出という形だと様式が想定されますので、このあたり、書き方等をもう一度法令担当部署と協議して、訂正等を考えていきたいと思っております。</p>
教育長	<p>議案第1号「「守谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」採決する。</p> <p>全員賛成（修正のうえ可決した。）</p>
教育長	<p>必要に応じて修正を行うということで、議案第1号「守谷市教育委員会会議規則の一部を改正する規則については」可決をした。</p> <p>続いて、議案第2号「守谷市立中学校部活動等</p>

<p style="text-align: center;">学校教育課長</p>	<p>各種大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱について」説明を求める。</p> <p>昨年3月の定例会において議決いただきました中学校における部活動等に対して支出する各種大会経費への補助金について、事務の流れを定めたものとなっておりますが、本年度4月から運用を開始した中で、申請時の交付決定額と大会開催後に確定する必要経費とが異なる事例が多かったことから、事務の簡素化と交付額の相違をなくすために改正するものです。</p> <p>具体的には、大会開催の14日前までに、当初想定されている費用を申請し、その金額に対して交付決定を行い、大会終了後に実績報告と請求書を提出する流れですが、実際は、当初計画している参加人数やバス見積もりなどで申請をしても、参加費の支払い時にメンバーが増減したり、大会当日に渋滞等で遅くなってしまったため、バス代が見積もりより多くなるといったようなことが多く発生しております。</p> <p>また、申請時の審査資料につきましても、実績報告時の審査資料と一部重複があるなど、同じような資料作成となっており、学校側の事務が煩雑になっておりました。</p> <p>これらを簡素化するために、交付申請前に、その時点での情報や資料を基に学校教育課と事前協議を行い、適切な補助経費であることを両者で確認した後に、大会終了後、実費が確定した後に申請書兼請求書を提出し、教育委員会がその時点で交付決定を行う流れといたしました。</p> <p>ただし、大会前に補助金の交付が必要なときは、交付申請兼概算払い請求を行ってまいりますので、この場合は今まで同様に、申請額と実績が違って来る可能性がございます。こういった場合は、変更申請書兼請求書で新たに請求いただき、超過していた場合は実績報告をしてもらい、それ</p>
---	--

	<p>を教育委員会が確認して返還を命ずるという流れといたしました。</p>
<p>寺田委員</p>	<p>補助金を現行では、開催前に提出し、補助金決定を受けるといふ流れになっていると思うのだが、今回は大会終了後、事前協議は行っているが、大会終了後に初めて決定を行う流れだと思うのだが、補助金の支払いとして、それでよいのか。</p> <p>お金を概算払いなり、完了払い、請求する前には必ず補助決定を受けて、その上で補助金を概算払いなり、請求するなど、それが当然の流れなのかなと思っているが、補助決定がない中で、補助金の支払いというのは可能なのか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>法令担当部署と協議する中で、事前協議というもので、きちんと添付資料ですとか、交付予定金額というのが適切かどうかということ判断できるといふことで結論をいただいております状況です。</p>
<p>寺田委員</p>	<p>事前協議は、それに変わるような申請書を出し、通常の補助金決定の流れ、支払いまで含めてのやり方が普通じゃないのかなと思うのだが。</p> <p>これは市の公金ですから、監査委員にも触れるわけで、このような形で了解を得られるのか。私の感覚だと、補助決定がなされて、手続きを踏まえた上で、支払いだと思うのだが。事前協議はしても、正式な決定がなされた上で支払いがすべきでないか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>事前協議というものを現在、課内で運用させる要領のようなものを既に作っております、そこで様式等も作って、書類を出して一緒に審査をしますという形では提示しております。</p>
<p>寺田委員</p>	<p>あくまでも事前協議は事前協議であって、正式</p>

<p>河原委員</p>	<p>な形ではない。補助決定をした上での話だと思う。</p> <p>補助金について、実際の事業が行われる前に概算払いで申請をして、許可をもらって、概算払いなのか、それとも決定した金額でもらうのか。部活の大会の2週間前というのは、自分の経験だと、すごく大変であった。試合に勝って大会に参加することになってから、次の試合大会に参加するまでの間というのは案外期間が短くて、関東大会終わってから全国大会とか、大変だったというその経験から言うと、終わってから請求して、もらえるなら、学校にとっては助かる改正だなというふうな受け止め方をした。</p> <p>実際の事業、大会の参加の後に補助金をもらうような請求をするということは、事務手続上、寺田委員がおっしゃるように適切でないのであれば、これはやむを得ない。</p>
<p>寺田委員</p>	<p>概算払いでも完了払いでも、お金の支払いをする前に補助決定通知は必要であるはずだ。</p> <p>しかし、補助決定は、前7条で前2条の規定による申請があったときは補助決定するとなっており、この前2条は、5条と6条のことを言っており、前2条の規定による申請があったときは、補助決定を通知するとなっている。</p> <p>概算払いであっても、前もって、決定通知書が必要ではないか。こういう経費が必要なので、認めてください、というのが必要ではないか。</p>
<p>教育長</p>	<p>暫時休憩いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>会議を再開いたします。</p> <p>再度、学校教育課のほうで今頂いた意見等を参考にしながら、形をもう一度煮詰め直していただいて、次回の提案というような形でもよろしい</p>

	か。
	異議なしとの声
教育長	議案第2号については、採決保留とする。 続いて、議案第3号「守谷市通学補助員要綱の一部を改正する要綱について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、平成19年度に設定して以来、見直しを行っていなかった通学補助員の1日当たりの謝礼につきまして、県の最低賃金の引上率などを考慮し、1,700円から1,800円に増額するため改正するものです。 改正した金額の考え方につきましては、国が定める公共工事に関する職種のうち、作業内容がやや近い交通誘導警備員、こちらにつきまして、茨城県の単価が時給換算で1,912円であり、また、今年度の茨城県労働局による最低賃金単価の引上率が4.61%であったため、現在の単価1,700円にこれに乗じると1,778円になることから、両者を考慮いたしまして1,800円に設定しております。
寺田委員	確認だが、要綱であるので委員会で可決して、それが決定となると思うが、庁内的には、この額の引上げについては、共有されているという理解でよろしいか。
学校教育課長	相談した上で決定しております。
寺田委員	市長にも了解得ているのか。予算の審議のときに、市長が知りませんでは問題であるので、庁内的にコンセンサスを得られているのかという意味である。
学校教育課長	この件だけに関して、市長への相談はしていな

	<p>い状況ですが、来年度の予算につきましては、市長、特別職に対する説明が財政課のほうからは終わっておりまして、予算案としては、了解は頂けているような状況です。</p>
寺田委員	<p>財政課には了解を得ているという理解でよろしいか。</p>
学校教育課長	<p>はい。</p>
教育長	<p>議案第3号「守谷市通学補助員要綱の一部を改正する要綱について」採決する。</p> <p>全員賛成（原案のとおり「可決」した。）</p>
教育長	<p>議案第4号「守谷市放課後子ども教室運営規則の一部を改正する規則について」の説明を求める。</p>
生涯学習課長	<p>本案は、放課後に学校施設を使用して実施する放課後子ども教室事業について、開放可能なスペースの確保が困難な場合の対応策として、対象学年を限定して実施できるよう規定するもの、また、学校管理下における施錠時間までに事業を終了する必要があることから、実施時間を現行の午後5時から午後4時20分に変更するものです。</p> <p>障害保険料、年額800円の納付につきましては、これまでと変わるものではありませんが、参加費、月額2,000円と同様に保護者負担となるため、同じ条項内で統一して規定をするものです。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりまして、令和2年4月の途中から中止をしていた当該事業ですが、令和6年度は、1年生から3年生を対象に、学校内の放課後、開放していただける特別教室等をお借りして、上半期から</p>

の実施を予定しております。2月に入りましたら、学校と使用できる部屋などの調整を行うことを予定しております。

事前に寺田委員から質問を頂いておりますので、回答いたします。

1点目は、今回改正する対象者や実施日時に関しては、別に規定します守谷市放課後子ども総合プラン実施規則で、実行委員会が協議機関として位置づけられています。今回の上程前に実行委員会を開催して委員の理解を得ているのか。また、委員からどんな意見や要望が出て、その対応策はどのようになるのかということでした。

これにつきましては、令和5年5月22日に開催いたしました放課後子ども総合プラン実行委員会、構成員は学校長、PTA会長、文化協会、スポーツ協会、子ども会の代表、守谷地区交番の署長さん、業務委託の事業者等の構成になっております。

こちらの委員会で再開に向けて、施設の不足だとか、受入れ人数などの課題を事務局から提示しまして、委員の意見を頂いた中で、委員からは、学校が提供できる部屋数に応じた人数設定が必要なのではないかという意見を頂きました。その時点で、特に大規模校については多くのお申込みがあることが想定できたため、対応策としては、低学年を優先に、対象学年を限定するといった考えを既にお示ししています。

それらを整理いたしまして、今回の改正に至ったもので、今後についても、参加者を実際に募集する前段階で、改めて実行委員会と共有して実行に移したいと考えております。

2点目は、対象学年を絞ることで、放課後子ども教室に参加できなくなる学年が出てくることとなりますが、その学年に対する対応はどうするのかということでした。

これにつきましては、現在、受託事業者の自主

	<p>事業で、受託事業者は株式会社アンフィニですが、児童クラブに入っている児童を対象に、休日に親子で参加できるサッカー体験会や、親子で漢検にチャレンジしようといった取組を行っております。そういった事業を受益者負担が発生するとしても、対象から外れる学年の子供たちを含めて、対応可能かという相談をしたり、また、小学生対象の公民館講座を積極的に案内などする方策を取れたらと考えています。</p> <p>3点目は、実施時間の改正に伴って、今度は児童クラブのほうの利用時間については、何時から利用が可能なのか。また、子ども教室が終了する午後4時20分以降からも、児童クラブの利用は可能なのか。また、児童クラブの終了時間の繰上げにつながるのか。保育料の見直しはあるのかという質問などがありました。</p> <p>これについては、放課後児童クラブも子ども教室も、授業終了が大体午後2時30分ぐらいになるのですが、この時間からはお預かりできるように開始をしたいと思います。現在もそのぐらいの時間から開始をしています。</p> <p>1日の流れとしましては、開始から4時20分まで、両事業に参加している児童が合同活動という形で一緒に遊んだり、体験教室に参加したりします。その後、子ども教室の児童が帰宅した後、児童クラブの児童は専用室に戻って、おやつや自由時間を過ごしながらか、保護者のお迎えを待つような流れになります。</p> <p>なお、児童クラブの預かりなのでありますが、最長で午後7時15分までになりまして、これまでと変更はいたしません。</p> <p>保育料についても、児童クラブは年間4万8千円になりまして、現状と変更はいたしませんので御理解いただければと思います。</p>
教育長	議案第4号「守谷市放課後子ども教室運営規則

	<p>の一部を改正する規則について」採決する。</p> <p>全員賛成（原案どおり「可決」した。）</p>
教育長	<p>議案第5号は、議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例）は公表前の情報に関する案件であるため、非公開としたい。</p> <p>全員意義なし（非公開とした）</p>
教育長	<p>議案第5号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例）」の説明を求める。</p>
生涯学習課長	<p>（内容説明）</p>
教育長	<p>議案第5号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例）」を採決する。</p> <p>全員異議なし（原案のとおり「可決」した。）</p>
教育長	<p>協議第1号「守谷市放課後子ども総合プラン運営業務委託事業者選考委員会設置要綱の制定」の説明を求める。</p>
生涯学習課長	<p>本案は、市立小学校敷地内及び近接地で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施する放課後子ども総合プラン事業について、令和7年度から業務委託契約を更新するに当たり、令和6年度中に選考委員会を設置し、開催する必要があることから制定するもので、内容は、令和3年に施行いたしました守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会</p>

	<p>の設置要綱と同様になります。</p> <p>なお、業務委託する履行期間なのですが、令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間の業務委託によるものです。</p> <p>第5条第3項、事故があるとき、または委員長が欠けたときは云々で職務を代理となっていますが、代理または代行という言葉が入ったかなと思うのですが、今は全て代理で統一という理解でよろしいか。</p> <p>総務課と協議、それから、ほかの条例や規則なども参考にし、代理もしくは代行、いずれかになっております。</p> <p>それでは、協議を終了する。</p> <p>次回の定例会の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和6年2月26日（月曜日） 午後1時30分～ ・場所 守谷市役所 全員協議会室 <p>午後2時45分閉会を宣言</p>
寺田委員	
生涯学習課長	
教育長	

会議録署名人	
--------	--